

平成23年 第3回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成23年2月10日（木）午前9時

場 所：教育委員会室

平成23年2月10日

## 東京都教育委員会第3回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

- 第10号議案 東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第11号議案及び  
第12号議案 東京都立図書館外国語資料専門員の設置に関する規則外1件の制定について
- 第13号議案 東京都立多摩社会教育会館処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第14号議案及び  
第15号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則外1件の制定について
- 第16号議案 第8期東京都生涯学習審議会委員（補欠）の任命について
- 第17号議案 東京都公立学校長の任命について
- 第18号議案から  
第22号議案まで 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 都立高等学校における「スポーツの名門校」づくりについて
- (2) 「小学校教職課程 学生ハンドブックー東京都の公立小学校教師を志す学生のみなさんへー」について
- (3) 小中学校の校務改善の方向性について
- (4) 平成23年度教育庁主要施策について
- (5) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
委員	竹花 豊
	(欠席)
委員	瀬古 利彦
委員	大原 正行

事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	総務部長	庄司 貞夫
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	前田 哲
	人事企画担当部長	高畑 崇久
(書記)	総務部教育政策課長	黒田 浩利

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成23年第3回定例会を開会いたします。

本日は、竹花委員から御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、TBSほか7社、合計8社から、個人は、1名から取材・傍聴の申込みがございました。また、TBSほか1社からは冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室していただいでください。

### 会 議 録 署 名 人

【内館委員長職務代理】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いいたします。

### 前々回の会議録

【委員長】 1月13日開催の前々回第1回定例会会議録につきましては、先日前お配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第1回定例会の会議録については御承認いただきました。

前回1月27日開催の第2回定例会会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第16号議案から第22号議案まで及び報告事項（5）につきましては、人事等に関する案件ですので非公開にしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱わせていただきます。

## 議 案

第10号議案 東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 第10号議案、東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を、特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 第10号議案、東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明します。

「1 改正内容」は、東京都立特別支援学校寄宿舎の閉舎です。寄宿舎については、通学困難な児童・生徒に就学を保障することを目的として設置してまいりましたが、特別支援学校の全都的な設置やスクールバスの整備により、通学困難の解消が進み、寄宿舎への入舎は減少しております。こうした状況を踏まえて、平成16年度に教育委員会で御決定いただいた東京都特別支援教育推進計画において、当時11舎あった寄宿舎を5舎にすることを決定し、平成18年度末に都立青鳥特別支援学校、平成19年度末に都立八王子特別支援学校、平成21年度末に都立立川ろう学校の寄宿舎、合計3舎を閉舎しました。

今回の規則改正は、平成19年度に教育委員会で御決定いただいた東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画に基づく寄宿舎の再編整備に伴い、平成23年3月31日をもって都立江戸川特別支援学校寄宿舎を廃止するものです。

なお、平成22年11月に御決定いただいた東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、都立城北特別支援学校及び都立久留米特別支援学校寄宿舎の閉舎を決定しました。寄宿舎は平成28年度末に5舎となります。

本規則の施行期日は、平成23年4月1日を予定しております。新旧対照表と名称変更及び閉舎に関する学校の概要等は別紙のとおりです。御参照ください。

説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。よろ

しゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第11号議案及び 東京都立図書館外国語資料専門員の設置に関する規則外1  
第12号議案 件の制定について

【委員長】 第11号議案及び第12号議案、東京都立図書館外国語資料専門員の設置に関する規則外1件の制定について、説明を、地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 第11号議案及び第12号議案、東京都立図書館外国語資料専門員の設置に関する規則外1件の制定について御説明します。

第11号議案及び第12号議案は同趣旨の議案ですので、併せて御説明します。

まず、第11号議案、東京都立図書館外国語資料専門員の設置に関する規則は、都立図書館における外国語資料の円滑な収集等を行う外国語資料専門員を設置するため、規則を制定したいというものです。

資料の裏面を御覧ください。

第12号議案の東京都立図書館資料保全専門員の設置に関する規則は、都立図書館における資料保全を行う資料保全専門員を設置するため、規則を制定したいというものです。

参考資料を御覧ください。

「1 平成23年度組織及び職員定数方針」ですが、機能的な執行体制を確立するため、組織や仕事の進め方の見直しを進め、非常勤職員、人材派遣など多様な雇用形態のマンパワーを活用することや、民間委託を一層拡大することなどが都の方針とされております。

「2 外国語資料収集整理体制について」は、平成22年度は6名の体制で行っておりますが、平成23年度は定数が1名削減されております。この1名削減された分を、平成23年度は、非常勤の外国語資料専門員2名で代替したいという趣旨です。

都立図書館には、約24万冊の外国語資料があり、多様な言語の資料を収集しております。これらの資料の内容を理解し、レファレンスや資料収集の際の参考にする業務

を行うため、語学ができるという趣旨ではなくて、本の内容を理解して仕事ができる人材を求めたいと思っております。大学図書館や専門図書館などでの実務経験がある方が理想的と考えております。

参考資料の裏面を御覧ください。

「3 資料保全体制について」は、資料保全担当係長のポストが平成23年度に廃止となり、非常勤の資料保全専門員で代替したいということです。

業務の内容は資料の修復です。具体的には、古い和紙から成る本の虫食い穴があいいているところを和紙で裏打ちして、のり付けをして修復する、酸化した本などの酸化を遅らせる処理をするなどの業務です。極めて専門的な業務であるため、都立図書館としてノウハウを引き継いでいくために設置したいというものです。

資料を御覧ください。

以上の趣旨で、外国語資料専門員については、司書あるいはそれと同等の知識・技能を有し、かつ必要な専門的知識を有する方、資料保全専門員については、司書あるいは学芸員の資格を有し、かつ必要な専門的知識を有する方を求めたいと考えております。

任期は1年以内ですが、更新が可能です。

本日御決定いただければ、4月1日から適用したいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【高坂委員】 海外資料整理担当係長は1名ですが、これだけの言語の中からいずれか1つということでは、全体として足りないのではないのですか。

【委員長】 韓国・朝鮮語を一緒にしても、8か国語はあります。

【地域教育支援部長】 それぞれこの職員は何語ということで行ってはおりません。得意不得意はあると思いますが、全体でカバーしております。1つの言語を熟知しているよりは、翻訳ソフトなどもございますので、まず英語に翻訳して、おおむねこの本はこういった趣旨の本なのだ、海外ではこのような本が出ているのだということを探します。その情報をいかに的確に早く理解できるかというノウハウを持った方を募集しております。

【高坂委員】 外国語資料を利用するのは、どのようなレベルの人ですか。

【地域教育支援部長】 まず、日本国内だけの情報では限られた情報しかないことでもありますので、海外の事情を海外の資料をもって分析したい方、研究されている方、マスコミ関係の方、日本在住の外国人の方が来ることもあるようです。

【瀬古委員】 保全しなければならない本の量はどれくらいあるのですか。たくさんありますか。

【地域教育支援部管理課長】 すべての古い本を修復する必要がありますので、どれだけかというのはすぐ出てきませんが、重要文化財に指定されているような和書や、特別文庫と呼んでいる<sup>ほんちゆう</sup>範疇だけでも、中央図書館で約26万冊あります。

【次長】 保全は、いくら手があっても足りないのが実態で、優先順位の高いものから行っているのが現状です。

【委員長】 外国の大学の図書館で、大変な数の保全員が補修作業を行っているのを見ました。日本は相当後れているという話を聞いたことがあります。

【瀬古委員】 それで、1人で足りるのでしょうか。

【地域教育支援部長】 1人の他に、再雇用の方やアルバイトなどでチームを組んで行っています。

【委員長】 よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第13号議案 東京都立多摩社会教育会館処務規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 第13号議案、東京都立多摩社会教育会館処務規則の一部を改正する規則の制定について、説明を、地域教育支援部長、お願いします。

【地域教育支援部長】 第13号議案、東京都立多摩社会教育会館処務規則の一部を改正する規則の制定について御説明します。

多摩社会教育会館は、前回の教育委員会定例会において、都立多摩図書館についての報告をした際に出てまいりましたが、立川の教育事務所の中にある、ホールと研修

室から成る施設です。

参考資料を御覧ください。

昭和43年に開館し、市民活動の支援や芸術文化事業、視聴覚事業など、都直営で様々な社会教育事業を行ってまいりましたが、多摩地域に同様の施設が充実してきたこともあり、平成15年度以降は施設貸出事業のみに特化しております。それに伴い、運営体制も段階的に縮小しております。

平成22年度は嘱託員1名と、業務については民間委託という組合せで運営してまいりましたが、嘱託員1名も任期満了となり、平成23年度からは完全に民間委託で運営したいと考えております。

それに伴い、職員を置くことができる規定や職員の服務監督に関する規定などを削除したいという趣旨です。

また、事業の実績報告は、委託先の業者に行っていただきますので、これについても規定を削除したいということです。

本年4月1日から施行したいと考えております。

以上です。

**【委員長】** いかがでしょうか、何か御質問、御意見はございますか。処務という言葉は初めて見ましたが、どのように使っているのですか。

**【地域教育支援部長】** 主に設置する職や、本規則のように、事務処理組織を定めるものは、処務規則とされることが通例です。

**【委員長】** よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

第14号議案及び 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則

第15号議案 外1件の制定について

**【委員長】** 第14号議案及び第15号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則外1件の制定について、説明を、福利厚生部長、お願いします。

**【福利厚生部長】** 第14号議案及び第15号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規

則の一部を改正する規則外1件の制定について御説明します。

まず、第14号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則です。

資料2枚目を御覧ください。

職員住宅には、現在、職務住宅と呼ばれる第1号住宅、準職務住宅と呼ばれる第2号住宅、福利住宅と呼ばれる第3号住宅の3種類がございます。今回の対象は、福利住宅2件です。

資料3枚目を御覧ください。

福利住宅はいわゆる住宅困窮者を対象にした住宅で、主に高度成長期の都内の住宅が非常に足りなかった時期につくったものです。平成18年2月に第二次廃止計画を策定し、福利住宅の意義が失われたと判断して、廃止計画を順次実施してまいりました。

今回の対象は、足立（六月第二）住宅と昭島住宅の2つですが、どちらも入居期限の12年を待っての廃止の予定でしたが、今般、自主的に早期に退去いただきましたので、足立（六月第二）住宅については2年前倒し、昭島住宅については1年前倒しで廃止したいと思います。

今後は、解体工事を行い、財務局に行政財産として引き継ぐ予定です。

入居者がゼロとなりましたので、今回は個別の住宅を廃止するのみならず、福利住宅の規定そのものも削除したいと考えております。

資料12ページ及び13ページを御覧ください。

別表で住宅の個別名を書いておりますが、この2件を廃止します。

資料9ページを御覧ください。

第三号住宅の記載を削除するものです。その他のところは、削除に伴う文言整理です。

続いて、第15号議案、東京都立学校職員健康管理規則の一部を改正する規則について御説明します。

資料4枚目を御覧ください。

「目的」ですが、早期自覚を促し、受診や相談につなげ、精神疾患を理由とする病

気休暇及び病気休職を減らすことを目的として実施します。

「検査の要件」は、希望しない人も対象に含めるということで、今回、検査を義務付けいたしました。また、同じ条件、短時間、予断を与えないという3要素を満たすために、健康診断と併せて実施することにしました。

資料23ページを御覧ください。

第19条の2及び第19条の3を追加して記述しております。第19条の2で、「教育委員会は、学校職員に対し、別に定めるところにより、ストレス検査を行わなければならない。」という事業主側の義務と、第19条の3で、「学校職員は、ストレス検査を受けなければならない。」という職員側の義務を規定しております。どちらも一見厳しいように見えますが、定期健康診断と全く同じ文言です。

また、第19条の2の2号に、「一般健康診断と併せて行うものとする。」と、定期健康診断時に実施することを記載しております。

資料4枚目を御覧ください。

定期健康診断との相違は、まず個人情報の厳格な管理が必要ということで、検査結果は本人のみに通知します。健康診断では、診断結果を学校長にも通知しております。ストレス検査は診断ではないという位置付けのため、定期健康診断のように判定や事後の指導は行いません。

お手元のピンク色の紙は、今年度行ったストレス問診票の試行結果です。11月25日に教育委員会定例会で途中経過を御報告しましたが、その後、1,000人ほど人数を追加した最終結果です。一番右側の⑥、試行参加ですが、この試行は品川区、八王子市、小金井市、都立学校67校を入れて行いました。品川区と八王子市は学校数の割に参加人数が少ないですが、これはすべての日数でできなかった、あるいは他の会場に分散になったためです。参加していただいた教員の平均年齢や平均経験年数は、都内の教員の平均とほぼ同じです。

Aが、精神科の受診を促す対象の方です。Bが、一般の相談機関に足を運んでいただきたい方、Cはその他ということです。試行の結果、精神科の受診を促す対象の方の割合は、おおむね当初の予定どおりでしたが、心の相談を促したい方は、当初の予定よりも若干少ない数字が出ていますので、算定と異なりますか、Bになるような回答

をされる方の答えのとり方を少し変えて、来年度15パーセントになるぐらいの設問にしていきたいと思います。この「はい」と「いいえ」をどのようにとっていくか、単純に足していくか、あるいは加重するかは企業秘密ですが、質問の修正も行い、来年度はすべての教職員に対してストレス検査を実施したいと考えております。

関係者への周知ですが、区市町村教育委員会で説明をしております。また、職員団体とも折衝しておりますが、現在のところ、異論はないという旨の答えを承っております。また、事務的にも、区市町村教育委員会の指導室課長会等で説明をしております。

今後の課題としては、ストレス問診票の記載はその場で、人の見ている前も含めて健診の場で行い、回答後、問診票を密封いたしますので、現行の健康診断と少し異なる方法になります。健診機関は都内で今40ほど委託しておりますので、その40の健診機関に十分に周知できるよう、今後配慮して、円滑な実施を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いします。

**【委員長】** いかがでしょうか、ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

**【内館委員】** ストレス問診票ですが、無回答の人が結構います。この無回答はどのように判断しているのでしょうか。例えば、教材を研究したり副教材を準備したりすることなどを面倒に感じるかという問いに、「はい」か「いいえ」はよく分かるのですが、無回答が94件とかなりの数あります。この無回答はどのように処理するのですか。

**【福利厚生部長】** 答えたくないということで、結果を出すときには一応除外いたします。このような検査は、そもそも受けたくないという方がかなりいらっしゃいますので、しぶしぶ受けたものの答えたくないということがよくあります。まさにこのような方が問題です。

**【内館委員】** A、B、Cというのはどういうことですか。

**【福利厚生部長】** Aが精神科を是非受診してください、Bが相談機関に行ってみてくださいという、心の病のランク付けのようなものです。

【内館委員】 Cは問題ないということですか。

【福利厚生部長】 はい。

【内館委員】 分かりました。

【委員長】 Bを15パーセント程度にするような質問事項にしていくということですか。

【福利厚生部長】 いえ、カウントの仕方を変えたいと思っています。

【委員長】 先程企業秘密と言われた部分ですか。

【福利厚生部長】 単純に「はい」と「いいえ」を足して何点というのもありますが、この答えを2倍にする、この答えとこの答えが合わさったら3倍にするなどといったことがございます。

【委員長】 分かりました。

【瀬古委員】 死にたいと感じている人が73人いるのですか。結構多いですね。ここ5年ぐらいで、自殺してしまった方はいらっしゃいますか。

【福利厚生部長】 近年はおりません。ただ、全国ベースで見ますと、教員の死亡原因の第3位が自殺です。

【瀬古委員】 生徒の自殺はよく新聞に載りますが、先生の自殺はあまり見たことがありません。でも、やはりいるのですね。

【福利厚生部長】 都内では最近自殺者は出ておりませんが、全国ではおります。

【高坂委員】 普通のいわゆる健康診断の受診率は、今何パーセントになっておりますか。

【福利厚生部長】 約80パーセントです。

【高坂委員】 そちらも受診率を上げないといけませんね。併せてストレス検査を行うのですから。私が外務省の外務人事委員を務めていた時にも、皆、忙しくて健康診断を受けませんでした。それで、精神的疾患が多くなってきます。まず、基本的に全員が健康診断を受けるということを徹底して、そのときにストレス検査も受けるように指導してください。

【福利厚生部長】 ちなみに、今までは、人間ドックを受けた方は定期健康診断を受けなくても良いことになっておりました。そのかわりに人間ドックの診断結果を提

出すことになっていたのですが、なかなか診断結果の提出がないので、来年度から、健康診断を受けずに人間ドックを受けた場合についても、人間ドックの診断結果を提出しない方には補助金を出さないと改正をして、多くの方が診断結果を出すように改めたところです。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

## 報 告

### (1) 都立高等学校における「スポーツの名門校」づくりについて

【委員長】 報告事項(1) 都立高等学校における「スポーツの名門校」づくりについて、説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告事項(1) 都立高等学校における「スポーツの名門校」づくりについて御説明します。

スポーツに一生懸命取り組む生徒にとっては、全国大会に出場することは夢であり、また目標でもあろうかと思えます。平成22年度沖縄インターハイに出場した東京都の選手を公立と私立で比較すると、割合がおおむね1対9と、圧倒的に私立が優位を占めている状況です。そういった状況については、お手元に参考資料を御用意しております。高校総体の競技種目は全部で40競技ございますが、個人と団体別に私立と都立で掲載しております。割合は、おおむね公立が1、私立が9という状況です。

スポーツに一生懸命取り組む生徒は、全国大会出場の夢は捨て切れなと思います。より多くの都立高校生が今以上に全国大会に出場できるように競技力を高めていくことは、都民や中学生の期待するところであると考えます。これまでも、東京都教育委員会は部活動振興を行ってまいりましたが、今般、新たに、都立高等学校における「スポーツの名門校」づくりに着手したいと考えております。

東京都においては、現中学校3年生が高校3年生となる平成25年度に、国体「スポーツ祭東京2013」が開催されます。また、現中学校2年生が高校3年生となる平成26

年度に、東京都、千葉県、神奈川県及び山梨県の南関東4都県合同で全国高等学校総合体育大会を開催することになっております。

こうした全国大会の開催を契機として、都立高校のスポーツ全体をより一層隆盛させていく一環として、都立高等学校における「スポーツの名門校」づくりに向けた、強化拠点の運動部活動を選考しました。

基本方針を（１）から（３）まで示しております。

第一点は、全国大会に出場することを具体的目標として実績を上げている運動部活動を、都立高等学校におけるスポーツの隆盛や競技力向上の牽引役として、スポーツの強化拠点とします。

第二点は、全国大会出場や将来のアスリートを夢見る中学生たちから選択されるよう、より一層競技力の向上に努めます。

第三点は、強化拠点とした学校では、都立高等学校スポーツの代表として、質の高い学習指導・生活指導・進路指導を実施します。

このたび選考した運動部活動については、２で示しております。7つの競技、7校を指定いたします。

1番目は、都立駒場高校サッカー部です。平成22年度のインターハイに出場するとともに、第89回全国高校サッカー選手権大会に出場しました。顧問の山下教諭は、前任の都立三鷹高校でもサッカーの指導に当たり、選手権大会でベスト8まで進んだときの監督です。

2番目は、都立清瀬高等学校ソフトテニス部です。平成22年度のインターハイに出場し、インターハイには、6年連続出場しております。都立清瀬高等学校は、他校との交流試合や遠征等は少ないですが、渡邊教諭の下で、学校において競技力の高いOBによるマンツーマン指導が特色となっております。

3番目は、小西監督が率いる都立東大和高校ハンドボール部です。今年度、インターハイ出場を果たしました。都立高校としては37年ぶりの初出場です。小西教諭は、男子、女子を指導しており、今まで何度も失敗を重ねてきましたが、その都度研究をして、今回、都立高校としては37年ぶりのインターハイ出場となりました。

4番目は、都立城東高校バスケットボール部です。根本監督は、前任の都立駒場高

校では3回、バスケットボール部をインターハイに出場させた実績のある顧問です。都立城東高校は、野球部を始め様々な部活動が盛んですが、現在、都立高校でバスケットボールをしたいと考えている中学生の多くが、全都から根本監督を慕って集まってくるという状況です。

5番目は、都立若葉総合高校陸上競技部です。陸上競技部という名称ですが、事実上は駅伝競走を行っている部活動です。関東大会に3年連続出場し、今年は、関東高校駅伝競走大会に、都立高校初の男子も女子も併せて出場という快挙を遂げました。創設6年目の新設校ですが、柳澤教諭の方針として、心の教育が大切ということで、部員の競技力向上に向け、毎日、若葉台駅から学校までの通路の清掃活動に取り組んでいるという実績もある部活動です。

資料2枚目を御覧ください。

6番目は、都立富士高校剣道部です。平成20年度インターハイに出場し、関東大会には7年連続で出場しております。顧問の矢島教諭は7段の腕前で、前任の都立松が谷高校と都立北多摩高校でも関東大会の出場を果たした、極めて優れた監督です。現在、都内の小・中学生で剣道を行いたいという児童・生徒は、矢島教諭を慕って都立富士高校を受検するという状況になっていると聞いております。

7番目は、都立足立新田高校相撲部です。監督は満留教諭です。都立足立新田高校相撲部については、新聞等でも取り上げられておりますが、平成22年度はインターハイに出場し、インターハイへの出場は3年連続です。現在、校舎の改築中で、完成時には、現在屋外にある土俵を屋内に設置して、活動環境を改善・整備したいと考えております。顧問教諭は、現在、インターハイ優勝を目指して力を注いでおります。なお、OBには、国体で優勝し、大学チャンピオンとなった日本体育大学の明月院さんがいらっしゃいます。4月から九重部屋に入ると聞いております。

以上の7校7つの部活動を、「スポーツの名門校」づくりのためのスポーツ強化拠点に選考したいと考えております。

「3 選考の経緯」ですが、平成22年7月に設置しました都立高校運動部活動強化拠点構想会議において、これまで具体的方向性や取組を検討してまいりました。この構想会議には、外部識者として、都立高島高校を卒業した元柔道オリンピック選手の

山口香さんにも入っていただき、様々な形で検討を進めております。

近年の競技実績を踏まえて、都立高校運動部活動から第1次候補を20部選抜しました。学校に本当にやる気があるのかどうか、本当にスポーツ拠点としてきちんと体制を整えることができるのかどうかという視点で書類審査を行いました。その後、18校から書類の申請があり、第2次候補を選抜し、ここで9校に絞りました。9校に絞った後、第3次・第4次審査で、その学校の校長先生と顧問の先生に対する面接を実施し、総合的に判断して、強化拠点とする運動部活動を7校選考しました。

「4 選考した運動部活動における取組内容」ですが、選考した部活動においては、都立高校全体の競技力向上に向けた波及効果を期待していますので、かなり高いハードルを設けました。

(1) として、全国大会出場や優勝を目標とした「スポーツの名門校」を目指し、アスリートの育成に取り組む。

(2) として、競技力向上に向けた、部活動の質と量の創意工夫、外部からの専門的指導者・コーチ、プロスポーツの選手や企業、大学等の花形選手等の導入、あるいは関係機関との連携は、各種競技団体や都の体育協会と連携をする、また、遠征や強化合宿の在り方などについて実践的研究を行う。

(3) として、学業を疎かにしない文武両道と、礼儀や規律を重んじる学校生活の励行等により、都立高校スポーツ全体の範となるべき「知・徳・体」の調和と「心の教育」を基軸とした生徒指導を行っていく。

(4) として、部活動のみならず学習・生活・進路指導の創意工夫と充実により、強化拠点としての活動を支援する。

「5 その他」ですが、今後、強化拠点については、平成24年度以降も拡大していきたいと考えております。拡大するに当たり、強化拠点を支える生徒募集、いわゆる競技力のある中学生の募集方法や、教育課程と課外活動の在り方、スポーツの質と量に関わること、体育施設や練習環境といった運動施設・設備が十分なのかどうかや、教員採用・異動も非常に大変なことです。教員の異動においてはどのようにしていくのか、あるいは指導者、コーチの確保をどのようにしていくのか等、学校の指導体制の在り方等の諸条件の整備、制度設計について、引き続き都立高校運動部活動拠点構想会議で

検討したいと考えております。

次に、こうした「スポーツの名門校」づくりに向けて、強化拠点に指定された部活動の顧問教諭による懇談会を開催し、今後の検討に反映させていきます。7校の顧問から様々なご意見をいただきながら、その意見を都立高校運動部活動拠点構想会議へ吸い上げ、平成23年度から先に続く「スポーツの名門校」づくりのための基盤整備等を行っていきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【高坂委員】 今の話にもありましたが、指導教諭がかわります。名門校と言われるところには、看板の先生がずっといるというのが私立では多いですが、都立の指導教諭の異動については、特別な配慮はあるのですか。

【人事部長】 通常は5～6年で異動になりますが、部活動の必要性から、校長が特にこの教諭は残してほしいというような場合、ある程度の延長を認めるルールを先般策定しました。今後、そのルールをどうしていくかも含めて、都立高校運動部活動拠点構想会議で検討したいと考えています。

【高坂委員】 もう一つ、選考された部活動は、人数的にはそれほど多くありません。165人というサッカー部が一番多い。そうすると、他の学生たちはどうなるのか関心があります。例えば京都府立洛北高校では、高校の中にスポーツ専門コースが1つ、中高一貫コースが2つ、一般のコースが2つあります。5つのコースのうちスポーツ専門が1つ。これは、正直なところ、1月に内々定ぐらいは出しています。そのぐらいの腹積りがないと人は集まってきません。そこはサッカーだけということではなくて、スポーツ全般にずっと取り組んでいます。公立高校として、私立に負けられないようにということです。先日のラグビーでは、京都市立伏見工業高校は強いけれど負けましたが、京都府立洛北高校は準決勝まで出ています。他に、ハンドボールは日本一になったと思います。

運動部の中でも、この学校はサッカー、この学校はソフトテニスというように決める方法が良いのでしょうか。仮にそれが良いとしても、そこはスポーツ拠点校として、他のスポーツも強くなるように育てていくという配慮があって進めていく方が、

裾野が広がると思います。最初はこれで良いかもしれませんが、もう少し他県の様子も調べて、東京都教育委員会なりの方針を考え出したら良いと思います。教員の問題と採用の問題、学校の中での広がり的问题、こういったことを一度検討していただきたいと思います。

【指導部長】 御指摘いただいたとおりで、私どももそのようなことを様々考えていかなければならないと思います。強化拠点構想会議において、今、高坂委員から御指摘いただいた点についても十分に考えてまいります。指定された部活動が、その学校において中核となり、様々な部活動にまた波及効果をもたらすことを、当然のことながら私どもも考えております。そのようなことについても、顧問教諭が核になっている部活動ですので、様々な意見を聞いて構想会議に吸い上げていって、行政としてできることは行いたいと考えております。

【委員長】 都立駒場高校にはスポーツのクラスがあるのですね。

【指導部長】 都立駒場高校は、普通科の他に保健体育科がございます。これは完全に分かれております。普通校にスポーツのクラスをつくることも、一つの考え方であると私どもは考えておりますが、各学校の置かれた状況や現状等も踏まえながら考察をしていかなければならないと考えております。

【委員長】 経済的な支援も含んで考えるのですか。

【指導部長】 さようでございます。今後の検討課題としてお示ししておりますが、指導体制の整備については都として予算を計上し、きちんとした形で財政的な支援も行いたいと考えております。

【委員長】 よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 —— それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。幾つか御意見が出ましたので、それらを勘案して都立高校運動部活動拠点構想会議で御検討いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(2) 「小学校教職課程 学生ハンドブックー東京都の公立小学校教師を志す学生のみなさんへー」について

【委員長】 報告事項(2)「小学校教職課程 学生ハンドブックー東京都の公立小学校教師を志す学生のみなさんへー」について、説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告事項(2)「小学校教職課程 学生ハンドブックー東京都の公立小学校教師を志す学生のみなさんへー」について御説明します。

資料2枚目、参考資料を御覧ください。

本資料は、平成22年10月14日の教育委員会定例会で小学校教員養成課程のカリキュラムについての説明時に使用させていただいたものです。カリキュラム作成後の取組として、カリキュラムの説明と同時に、学生向けハンドブックを配布することを御紹介しました。今般、その学生向けのハンドブックができ上がりましたので、御報告いたします。

資料1枚目を御覧ください。

「1 作成の目的」は、平成22年10月に作成・公表した「小学校教諭教職課程カリキュラム」の内容に基づき、東京都の教師を目指す学生が最小限必要な資質・能力を身に付けるための具体的な方策を提示するとともに、東京都の小学校教師を志す意欲を喚起し、質の高い教師を確保することです。

「2 特色」は(1)から(3)までございます。

(1)として、先般公表した「小学校教諭教職課程カリキュラム」の内容と、実際に学生が日々受講している大学における講義との関係性を明示し、講義を通して身に付けておくべき事項を、学生向けに説いています。

(2)として、東京都の児童の実態と東京都教育委員会の施策を紹介しております。こうしたことにより、東京の教育について、採用される前に正しく認識することを促す内容としております。

(3)として、東京都の若手からベテランまでの現職教師からの様々なアドバイスをふんだんに掲載しています。学校現場の実態に即したアドバイスで、学生が教師と

なったその日から役立つ内容にしました。

資料右側にハンドブックの概要がございますが、時間の関係で、本日はA4判の冊子で御紹介します。

「小学校教職課程学生ハンドブック」を御覧ください。

1ページから6ページまででは、東京の子供達は一体どのような状況なのかを紹介しております。学生は、東京の子供達の状況を詳らかにしていない部分がございます。まず最初に、東京都の子供の学力というのはどのような状況なのか1ページ及び2ページで示し、3ページの上段では、東京都教育委員会の施策を紹介しております。3ページの下段からは東京都の子供の体力について、5ページの下段では、体力向上のための施策について示しております。

6ページでは、東京都の子供の健全育成上の課題はどのようなものがあるのかということで、いじめや不登校等のデータを紹介しております。学生の中には、東京都はいじめ、不登校が多い、様々な課題を抱えた子供が多いという間違っただイメージを持っている学生がいるようですが、客観的なデータを根拠に全国と比較して、必ずしもそうではないということをここで明示しております。いじめの状況については、表の下にあるように、東京は1,000人当たり3.1件ですが、全国は5.1件である、不登校の率も小学校は0.32パーセント、中学校は2.77パーセントで、全国とそれほど変わりありません。

7ページには、東京都の児童・生徒の活躍を簡単に紹介しております。

8ページを御覧ください。

現職教員からのメッセージで、東京都の教員になることの使命や魅力は何かについて、教師養成塾を修了して、今現在、東京都の小学校の教員になっている人たちを中心に御意見をいただきました。

9ページを御覧ください。

学校の1日というのはどのように流れるかを記載しました。それぞれのバンドには、現職教員の実践に基づくアドバイスをふんだんに記載しました。

10ページを御覧ください。

例えば、子供たちが登校するときどのようなことをしたらいいのかということ

で、現場の教師の姿が目には浮かぶようなアドバイスがございます。「登校する前には、先生は教室環境をチェックし、掲示物の画鋏が外れていないか、ごみは落ちていないか、黒板に落書きはないか、あらかじめチェックポイントを決めておくことが大切」といったアドバイスです。

13ページを御覧ください。

学校の1年というのはどう動いていくのかということで、4月から3月までの学級経営や学習指導、生活指導、学校行事、保護者・地域との関係等を具体的に分かりやすく示しました。

18ページから33ページまでは、本ハンドブックのコアとなる章で、先般公表した「小学校教諭教職課程カリキュラム」の3領域17項目の到達目標を学生として達成するために、学生時代から何を行わなければならないのかといった点を中心に記載しました。

33ページを御覧ください。

例えば、「保護者・地域との連携」は、領域3の学級経営に関する領域ですが、到達目標として、「学校と保護者・地域住民との関係について理解を深め、意見や要望等を適切に受け止め対応することの重要性を理解している。」、これが東京都の初任者に求められておりますが、この到達目標を達成するために、学生として、何をどのように行ったらいいのかを中心に記載しております。

参考資料として、保護者・地域の方々との会話の仕方といったものも若干記載しております。

34ページを御覧ください。

「大学を出たばかりの若手教師に聞きました」ということで、「大学で学んでおくべきことは何ですか?」というものです。

37ページから42ページまでは教育実習についてです。おおむね4年生になりますと教育実習を行います、教育実習までに身に付けておくことや教育実習中に苦労したことなどを記載して、学生が実際の教育実習を具体的に想定しながら取り組めるような内容にしております。

44ページから45ページまでを御覧ください。

「学生生活を通して学びましょう」という章ですが、昨年も様々な機会に現在の若手教員の課題を紹介した中で、コミュニケーション不足、コミュニケーション能力が非常に劣っているのではないかとといったことに着目して、特に学生生活では、様々な人間関係の触れ合いの中でコミュニケーションを図っていこうということです。サークル活動や学校ボランティア、社会体験等に積極的に参加することで、最終的にはコミュニケーション能力が付くという現場の先生方からのアドバイスを載せております。

東京都の採用選考に関する情報を48ページ以降に記載しております。

49ページは採用試験の対策ということで、採用側として提示できるぎりぎりの範囲で、具体的に試験対策を記載しました。

52ページから56ページまでは、過去の東京都の教員採用試験で出題された例を記載しました。こちらについても、3領域17項目のどれに当たるのかを吹き出しで示し、きちんとこの教職課程のカリキュラムを行っていないと困ります、というメッセージを発信しております。

57ページ以降は資料編として、本編に盛り込まれなかった様々な資料を掲載しました。58ページは全国の学力調査、59ページは体力調査、61ページはインターネット・携帯電話の課題等、62ページは暴力行為の状況で、1,000人当たりの暴力行為認知件数が、東京は2.3件で全国は4.3件といったことを記載しました。

資料1枚目にお戻りください。

「3 作成部数及び配布先」ですが、小学校教職課程を持つ大学は全国に250あります。北は北海道、南は九州、沖縄まで、小学校の教職課程を持つ大学の1年生から4年生まで全員にこのハンドブックを配布したいと考えております。併せて、表に示している区市町村立小学校や道府県教育委員会等に配布いたします。

なお、申し遅れましたが、このハンドブックは、ハンドブックと言うには判が大き過ぎますので、半分のA5判で作成して配布したいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見はございますか。

【高坂委員】 本当に良くまとまっていると感心しました。これを読んだら良く分

かるのですが、逆に、ここまで手取り足取りしないと、きちんとした先生が出てこないのでしょうか。だからどうということはないのでしょうか、これを全部履修してきたら、金太郎あめのように同じような先生ばかりが出てくるのではないかというのが、さっと読んだときの印象でした。

もちろん、他の学科で指導していただけると思いますが、もっと古典や歴史、あるいは人間の生き方についての指導も、併せて教員になる人に教えていただければありがたいと思います。これは、はっきり言うとハウツーものですよ。良くできている、なるほど、こうかというツールだけれども、それが印象の一つです。

それから、私は今、大学評価・学位授与機構の運営委員も務めていて、先日、評価の会議に出たら、東京学芸大学の評価のところ、東京都教育委員会と連携して教職員の指導をしております、と書いてありました。それをまた周りが評価しているのです。本当にそうなのかなと、そういうのもう一度都教育委員会の側から検証した方がいいのではないのでしょうか。かねてから申し上げているように、教職大学院と教育委員との意見交換も設定していただきたいと思います。このようなものが、ある意味で教職大学院での指導に入ってくるのでしょから、その辺をもう一度チェックしたらどうかと思います。

学生に配るとおっしゃっていましたか。

【指導部長】 学生に配ります。

【高坂委員】 教える側にも読んでおいてもらった方が良くと思いました。

【指導部長】 様々御指摘をいただきました。最小限必要な資質・能力を身に付けてほしいというのが教職課程のカリキュラムで、それを中心に誌面構成をしたつもりです。基礎・基本を押さえておいて、個性豊かな磨きをかけていただければと私共は考えております。また、これは1回限りのものではなく、やはり東京都の教員になる方には、最低限知っておいてもらわなければ困りますというメッセージを発信し、できるだけ多くの優秀な学生に東京都の採用試験を受けていただければありがたいと考えております。内容面についても、更にバージョンアップをする予定ですので、御指摘の点はきちんと踏まえさせていただきたいと思います。

【内館委員】 私も、今、高坂委員がおっしゃったように、日本は来るところまで

来たなという気がしてしまいました。ここに書いてあることを読むと、別にこんなに丁寧に手取り足取り引っ張ってもらわなくても分かることだと思います。ここに「作成の目的」が書いてあって、それはよく分かったのですが、優秀な先生を採るために、何ゆえここまでのものが必要だったのでしょうか。これをつくらないと危ないと思われたのかということが一つです。

例えば、東京の学校は荒れているのではないかなど、いろいろな意味で誤解されているといったって、そのようなことは、先生になりたい人が調べれば済む話です。何もこちらで教えなくてもいいのではないのでしょうか。私は、歩く道の草を取って、石ころをどけて、ということを通剰にし過ぎるのはどうなのだろうかと思います。ハンドブック自体はとても良くできていて、私も大変おもしろく読みましたが、例えば地方の学生で東京に来たいという人で、欲しがっている人には上げたとしても、これはネットで調べても分かることではないかと思いました。

もう一つ質問ですが、これ自体は、作成した以上、良く活用すればいいと思いますが、59ページの平成22年度の全国体力・運動能力のところで、中央に赤線が引いてあるのは平均値ですか。

【指導部長】 平均値です。

【内館委員】 ということは、例えば中学校2年生女子の平均が48.19で、東京都は45.78ということですね。分かりました。では、全部平均より下ですか。

【指導部長】 そうです。東京の子供の体力は、長期低落傾向にあります。

【瀬古委員】 ものすごくおもしろく読ませていただきました。ただ、こういったことは、学校で勉強しているのではないですか。大学の授業では教えないのでしょうか。

【指導部長】 大学には、学校の先生を経験して学校現場が良く分かっている実務家教員は非常に少ないです。したがって、今、様々御指摘や、ここまではというような御意見もいただきましたが、教員を志望する学生には、身構え、心構えとして、こういったことはきちんと持っていなければならないと思っております。そういった状況がございますので、今の瀬古委員の御質問に対しては、必ずしも今、大学の先生方が、学校の状況について正しく認識し、全部が全部教えているとは限らないと言わざ

るを得ません。

【高坂委員】 だから、私が先程言ったように、学生に見せるよりも、教える先生が、このぐらいのことを最低限理解して教えてほしいということなのです。

【指導部長】 大学の関係者にも当然送付いたします。

【内館委員】 正しい漢字、書き方をしっかり学びましょうなんて、ばかにするなという感じです。先生が子供に言っているのではないのですから。社会人としての常識を学びましょうなんて、こんなことにページを使っていいのかという気がします。そこまで落ちているということなのでしょう。

【委員長】 なかなか表現は難しいのですが、一言で言うと入ってくる人達のモチベーションが低いということです。ですから、何とかモチベーションを上げないといけません。東京工業大学には理工系しかないにもかかわらず、何のために大学に入ってきたかということきちんと考えている生徒は非常に少ないという状況です。千葉大学では、高校2年生から大学に入学する飛び入学を行っています。調査によると、千葉大学は実に90何パーセントの学生が、何のために千葉大学に入学してきたのか答えられないそうです。殊に教職に就こうという人たちのモチベーションがそれほど高くないこともあるのか、確かに内館委員が指摘されたようなところを私も感じます。しかし、教育基本法にも、家庭は大切ですと書きましたので、この問題についても書かざるを得ないような世の中になってしまっているということだと思います。

【瀬古委員】 大学の先生に配ればいいではないですか。

【指導部長】 もちろん大学の先生にも見ていただけるようにします。

【教育長】 大学の先生には、「小学校教諭教職課程カリキュラム」を配っております。

【高坂委員】 時間割や何をしているかなど、これを見るとよく理解できますから、こちらも大学の先生にも教えてあげないといけません。

もう一つ気がついたのは、給与等についてですが、一般企業は今ものすごく給与等が下がっていますから、それに比べたら教職員の初任給は、その後の伸びは知りませんが、この数字は良いのではないかと思います。大卒で24万1,000円でしょう。中小企業でこれだけ出しているところはありません。大企業で、これだけ出しているかど

うかというところなので、よほど頑張ってもらわなければと思いました。

【委員長】 この問題については、引き続き議論が必要だと思いますが、本日は以上とさせていただきます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件については報告として承ったということにさせていただきます。

### (3) 小中学校の校務改善の方向性について

【委員長】 報告事項(3)小中学校の校務改善の方向性について、説明を、人事部長、お願いします。

【人事部長】 報告事項(3)小中学校の校務改善の方向性について御説明します。

本調査は、教員、とりわけ副校長の多忙な状況を改善するために、業務負担の軽減と多忙感の解消に向けた課題を明らかにし、具体的な実行策を導くことを目的として、小・中学校に実際に入って実施しました。調査対象は、地域・規模で選んだ小学校33校及び中学校29校です。

本調査の特徴としては、多忙感という教員の感じ方までをもとらえるため、定量的なデータ分析だけでなく、アンケートやヒアリングによる定性調査も行い、教員の意欲や満足度を高める方策を検討しております。「現場の声」として、ところどころにまとめております。

資料が4枚ございます。1枚目が調査結果、2枚目が調査から浮かび上がった課題、3枚目が解決の方向性、4枚目が新たな校務分掌組織の案となっております。

資料1枚目を御覧ください。

上の段は副校長の業務実態を具体的に調べたもので、総業務量はやはり多く、副校長の勤務時間外は、小学校で4時間1分、中学校で3時間17分という超過勤務を強いられている状況です。

下の段は休日の勤務率を円グラフで示しておりますが、簡単に言えば、副校長の大半が、土曜日か日曜日のいずれかは出勤しているような状態になっています。

一番右の棒グラフですが、休日に何をしているかということでありまして、平日に

積み残した校務を休日に処理している実態が明らかになっております。

資料の下の段ですが、多忙感の感じ方の部分です。業務時間の長い学校ほど満足度が低いという結果が出ております。赤い線であらわされた総業務時間の短い副校長は満足度が比較的高く、青い点線であらわされた総業務時間の長い副校長は満足度が低くなる傾向が見られました。ベテラン副校長は総じて満足度が高い状況で、若手副校長が非常に苦勞しているという実態が浮かんできました。

資料の中央ですが、学校ごとにその特徴があり、小学校であれば大半の教員が担任を持っていますので、日中、出払ってしまって、副校長が業務を行わざるを得ない状況があるということです。中学校では、部活動等で教員の拘束時間が長く、副校長が業務を行わざるを得ない状況が出ております。大規模校と小規模校でも、多忙感の感じ方や要因は異なるようです。

資料の右ですが、副校長以外はどうかというと、やはり主幹教諭は忙しい状況ですが、事務職員、更には校長に一部余裕があるということが見えてきました。

資料2枚目を御覧ください。

調査により明らかになった課題を、「役割」「業務のやり方」「『スキル』向上の仕組み」、「意欲」の4つの着眼点で分析しております。

Ⅱ-1の役割分担については、副校長については一般的な仕事の他に、一部の副校長のみが追加で実施している業務があります。例えば、施設の施錠・解錠やお客様のインターフォン対応などを副校長が行っている例がありました。逆に主幹教諭では、管理職をきっちりサポートしていたり、事務職員でも様々な調査に対応していたりする実態も分かりました。

どうしてこのような状態になっているかというと、校内の役割分担を明確に規定していない、あるいは役割分担が適正でないところに要因がありそうです。

Ⅱ-2の「業務のやり方」は効率的かということについては、全般的に業務のやり方の改善余地が大きいということで、IT化を推進する余地がかなりありそうです。

役所間の連携・配慮不足というところでは、様々な調査を学校にお願いしておりますが、調査内容に重複が多く、発注側の連携が悪いことや配慮不足によって負担感を増しているということもあります。

施設管理については、学校施設は地域の住民にとっても大切な施設ではありますが、地域・学校ごとに方法が異なり、教育活動と学校施設の貸し出しの両方の仕事が学校現場に課せられている実態があります。

Ⅱ－３の「『スキル』向上の仕組み」については、研修やOJTの機会が十分に与えられていなかったり、マニュアルや業務必携が整備されていなかったりということ、そこからまず行わなければならないということです。

Ⅱ－４の「意欲」については、満足度と重要度で測定したグラフを用意しましたが、人間関係については、重要度も高いと認識した上で、満足度が比較的高い要素となっております。教員同士の絆がいかに大切かということです。逆に対価や成長の機会が与えられていない、ワークライフバランスが悪いというようなことが満足度を低くしている状況が分かります。

資料３枚目を御覧ください。

「Ⅲ－１ 変革の方向性」については、グラフがございますが、左の軸、校務を改善することにより業務負担を軽減するとともに、多忙感を解消することで意欲の向上を図り、現在の状況に柔軟に対応できる学校現場をつくりたいと考えています。

一番上の囲みがございますとおり、学校設置者・学校現場ともに旧来のやり方を踏襲する風土が学校には非常に強くあり、業務負担と多忙感が増加した真因と考えられますので、こうしたことを取り除き、環境変化に柔軟に対応できる学校運営の体制づくり、個々の先生が、一人一人でなく組織として対応する体制づくりを目指さなければならないと考えます。

「変革を通じて目指す姿」として４点挙げておりますが、実際にこのような学校が存在しますので、このようなモデルとなる学校を目指していけば、相当程度多忙感は解消されるものと考えます。そこに持っていくために具体的にどのようなことを行うか、具体的な今後の取組の方向性をまとめました。

「Ⅲ－２ 今後の取組の方向性」ですが、ピンク色の欄が校務改善、下の緑色の欄が意欲の向上についての項目です。「① 役割」については、標準的組織・分掌モデルの規定ということで、役割分担がはっきりしていない状況を改善するために、私共でモデル的な組織をつくってみました。すなわち、副校長直轄の経営支援部といった

ものがあれば、従来、球拾いの副校長が行わざるを得なかった仕事を組織として処理できると考えます。管理職支援職種の設置ということで、副校長を直接サポートする職員を置くことも一つの解決策になると考えます。

「② 業務の進め方」ですが、グレーで囲みました調査・報告事務については、調査の発注側のマナーがなっていないことから、調査・報告を実施するためのガイドラインのようなものが発注側の行政機関に必要ではないかと考えます。さらに、過去のデータをきちんと蓄積して、次に活用できるような状態もつくっていきたいと考えます。

臨時的任用・講師任用については、突発的に教員が休んだり、あるいは辞めたというときに、講師を雇うという仕事が校長、副校長にあります。今は、電話で一人ずつに問い合わせながら、何十人にも電話をかけている状態です。子供ができました、と女性の教員が言ってきたときに、それはおめでとうと言いつつも、これから何件も電話をかけなくてはならないという思いをする、と聞いたことがあります。電子化による電話事務の軽減策を都としても考えております。

業務効率化の推進については、当然のことながらペーパーレス化、会議の効率化、ICT化の推進がなされるべきで、今、小学校では教員一人ごとにパソコンが配備されつつあります。都立学校で現在行っている様々な取組をフィードバックしていきたいと思っております。

「③ スキル」の人材育成責任の明確化については、今、管理職の業績評価は組織運営力の中に人材育成が取り込まれていて、小さい取扱いとなっておりますので、項目を独立させて、人材育成の力をしっかり評価するよう、業績評価の仕組みを改めたいと考えております。

「④ 意欲向上」については、休暇が取れる体制、メイン・サブ制の導入、小さな表彰でもいいから、褒める文化をつくって、満足度を高めることなどが必要であると思っております。それから、悩みが多い副校長の相談体制を整備するため、カウンセラーなどを設置することが考えられます。

「Ⅲ－３ 今後の推進体制」については、教育庁主体のプロジェクト体制を今回行ってまいりましたが、一過性の取組で終わらせないように、来年も続けて区市町村教育

委員会に実地に行っていただくということで、平成23年度モデル事業予算をいただいておりますので、来年度に効果検証をまいります。

「② 区市町村教委との合同検討会議の設置」が大切で、学校の管理職の方々も含めて変革の担い手となっていただき、区市町村にこの具体的な対策が実施できるものなのか、もっと良い方法はないのか、校務改善委員会（仮称）を設置して検討したいと思います。

本報告は公開いたします。学校関係者や児童・生徒、保護者、地域の方々から幅広く意見を求め、更に校務の改善を進めたいと考えております。

資料4枚目は校務分掌モデルのイメージ図ですので、御覧ください。本編は90ページほどになりますが、図表で分かりやすく作成いたしました。

説明は以上です。

**【委員長】** いかがでございますか、何か御意見、御質問はございますか。

**【高坂委員】** 非常に良くできていると思います。ですが、要は実行で、この中のどれが一番重要視するのでしょうか、どのような手順で行うのでしょうか。例えば、資料1枚目にある時間外勤務の有無についても、事務職員は比較的余裕があるということは、事務職員をきちんと使えていないか、事務職員を昔の用務主事と同じと思っている学校が多いのではないのでしょうか。この辺を改善して、資料3枚目にある経営支援部という形に変えていくことができるのではないのでしょうか。

電話連絡については、私も聞いたことがあります。何度も電話して大変だということこそ、経営支援部か、昔の用務主事をもっと格上げして事務職員が行うようにしなければいけないのですが、昔のままで、用務主事は用務主事として使っているのではないのでしょうか。この辺の質の向上などを具体的に行う必要があります。だから、調査は良い、改善の方向も良い、施策も良い、あとは実行ということをお願いしたいと思います。

**【委員長】** 資料2枚目の「Ⅱ－1 本来の『役割』に注力しているか？」というところで、例えば施錠や解錠、インターフォン対応も、場合によっては副校長が行っているとなっています。日本の学校では事務職員の権限はどこまであるのですか。つまり、管理者は誰になっているのでしょうかという質問です。施錠や解錠などは、大

学でも事務職員が全て行っています。インターフォン対応まで一々副校長が行うのでは大変ですね。ですから、分掌規定をもう少しきちんとして、今、高坂委員がおっしゃったのと同じ脈略のことですが、もっと事務職員のそれぞれに権限を持たせて、先生方の労働は随分少なくなるのではないのでしょうか。

【人事部長】 さようございます。少しだけ説明させてください。資料4枚目に組織イメージを作成しましたが、左が組織・分掌図で、経営支援部（仮称）で副校長が長になった組織がかいてあります。この中に事務職員（常勤）を入れました。

その経営支援部の仕事として、このような仕事が考えられます。主に事務職員が所管している部分と、副校長が所管している部分がありますが、学校事務職員の庶務分掌は、今まで非常にあいまいな部分がありまして、平成22年1月に標準的な職務を東京都が示し、学校事務の職務を明確にしました。これが徐々に浸透し始めているようですので、来年度検証に参加していただいた学校に、経営支援部をまず試みとしてつくっていただき、学校事務と副校長がうまくチームとして機能していくことができれば、力になれるのではないかと思います。

【委員長】 今、私が申し上げた2番目のグリーンのところの管理職サポート（調査対応支援）は良いと思いますが、対外対応支援、危機管理などというのは、事務職員でエキスパートを育てれば全部できることですね。そういうことも必要だと思います。多分ヨーロッパやアメリカでも、この辺は全部事務職員が行っていると思います。

【次長】 我々の方で、このような仕事は事務職員に行わせてもいいですよ、問題ないですよと言うのですが、実際は校長がなかなかそれを命じられない実態があって、区市町村教育委員会もそのところは、正直申し上げて、及び腰なところがあります。ですから、具体的モデルをつくって、実際にできている学校を1つでも2つでも増やして、地区ぐるみで取り組むところをつくっていきたいと思っています。規定上の整備は一応できています。

【委員長】 中央教育審議会で、何の部会かは覚えていませんが、いろいろなところからヒアリングをしたときに、学校の事務職員の連合会といいますか、そういうところから来て説明をされて、もっと校務に参画させて欲しい、自分たちはできること

はいっぱいあるのだとおっしゃっていたのをはつきり憶えています。

【次長】 他県の方が行っているケースが多いです。東京は、そこら辺は非常に弱いところですよ。

【委員長】 資料を拝見しているとそのような感じがします。是非その辺も工夫していただきたいと思います。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件は報告として承ったということにさせていただきます。

#### (4) 平成23年度教育庁主要施策について

【委員長】 報告事項(4)平成23年度教育庁主要施策について、説明を、教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 報告事項(4)平成23年度教育庁主要施策について御説明します。

平成23年第1回教育委員会定例会で、平成23年度教育庁予算案について御説明しました。都教育委員会として、毎年度この時期に、次年度の予算を反映させた形で主要事務事業を整理し、その概要を主要施策として公表しております。

また、昨年、教育委員会でも様々御意見をいただきながら教育施策体系の見直しを行い、平成22年度から、主要施策は東京都の「教育振興基本計画」として位置付けられた「東京都教育ビジョン(第2次)」と一体化した体系として取りまとめることとしております。

そこで、「1 主要施策の策定に当たっての基本的な考え方」として4点ございます。1点目は、平成23年度の主要施策の策定においても、「東京都教育ビジョン(第2次)」における位置付けをより明確に示すこと。2点目は、主要施策のマネジメントサイクルの取組を踏まえて施策の計画化を図ること。3点目は、平成23年度が「東京都教育ビジョン(第2次)」の計画期間5年の4年目に当たることから、計画のより着実な推進に資するものであること。4点目は、施策の内容がより都民に分かりやすいものとなるよう、その示し方等について一層の工夫・改善を図ること。以上の4点です。

「2 主要施策のマネジメントサイクル」は、施策の内容をどのように充実させていくかという観点から記載しております。「PLAN」「DO」「CHECK」「ACTION」というマネジメントサイクルの中で、計画段階は、予算編成から始まり主要施策の策定に至るまでです。また、実施の段階は、主要施策に基づく各事業の実施についての進行管理の徹底です。点検の段階は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき毎年度実施している事務の点検及び評価の中で、施策の達成度、課題、取組の方向を明らかにします。改善・調整の段階は、この点検及び評価の結果を踏まえ、施策の充実に向けた新規事業の検討などを行い、次の予算編成に反映させていきます。こういった取組により、教育施策の充実を図っております。

「3 主要施策の体系」は、図のような体系により、「東京都教育ビジョン（第2次）」に示された12の取組の方向に基づき施策の重点化、焦点化を図り、平成23年度については30本の主要施策として整理しております。

具体的な内容について、資料で御説明します。

まず、A3判の補助資料を御覧ください。

本資料は「東京都教育ビジョン（第2次）」と平成23年度教育庁主要施策との関係を一覧でまとめたものです。左から順に、「東京都教育ビジョン（第2次）」に掲げた3つの視点、12の取組の方向、重点施策を、中央部に平成23年度教育庁主要施策を掲げ、その右手に平成23年度に具体的に実施する主要事務事業を整理しております。

一例だけ御紹介します。取組の方向の「4 教員の資質・能力の向上」に対する平成23年度主要施策として、3点掲げております。1点目は、教員の資質・能力の向上を図るため、3か年に分けた若手教員育成研修の実施と新人教員育成のための教員の増員を。また、教員採用選考については、「小学校教諭教職課程カリキュラム」の内容を反映した選考方法の改善や他県との連携拡大による優秀な教員の確保を。更には、教育研究活動の中核となる教員の養成を図るための教員研究員事業や指導主事等の海外派遣研修の実施等、それぞれ推進してまいります。

2点目は、小・中学校の副校長等の多忙感等解消のため、今年度実施した業務処理調査を基に、様々な効果検証を踏まえ校務改善を図ってまいります。

3点目は、教職員のメンタルヘルス対策として、全教職員を対象としたストレス検

査の実施や、健康相談とカウンセリングを併用した研修である副校長ベーシックプログラム等の実施などを行ってまいります。このように平成23年度新規事業や重点的に推進する施策に絞って取りまとめを行っております。また、この主要施策に基づき、現職教員の指導力の向上に関して重点的に推進する具体的な事業や代表的な新規事業を掲げて整理をしております。

A 4判の別紙「平成23年度教育庁主要施策」を御覧ください。

公表に際しては、基本的にこの様式で公表いたしますが、できるだけ分かりやすい示し方や取りまとめ方ということで、例えば、2ページ資料を御覧ください。只今御説明しました取組の方向4教員の資質・能力向上につきまして、「子供を伸ばす環境を整える」といった見出しを付けて、（教育の質の向上・教育環境の整備を推進する）という、「東京都教育ビジョン（第2次）」に示された施策展開の視点を踏まえ、各施策の冒頭に事業の概略や所管部名を記載し、分かりやすく読みやすいようにしております。

なお、施策のそれぞれの内容については、ただいま御説明した内容と同様のものを記載しております。

報告資料（4）にお戻りください。

「5 今後の予定」ですが、本日の教育委員会後に、各都立学校及び区市町村教育委員会等にこの内容を通知するとともに、東京都教育委員会のホームページに掲載いたします。また、4月初旬に予定される教育施策連絡会において、毎年度配布する「主要事務事業の概要」の中にもこの内容を盛り込み、さらに周知を図ってまいります。

説明は以上です。

【委員長】 いかがでしょうか、何か御質問、御意見はございますか。

【高坂委員】 これは以前に決めたものですから、施策自体は決定と考えてよろしいですね。

【教育政策担当部長】 はい。

【高坂委員】 それについて特に言うことはないのですが、「首都東京・国際社会で活躍する日本人の育成」について、もちろん今度の歴史教科書は良いのですが、こ

れだけでいいのでしょうか。また、「特別な支援が必要な子供の教育の充実」「外国人の子供に対する教育の充実」なども文章としては結構ですが、実際にどのように行っていくのでしょうか。「外国人の子供に対する教育の充実」などは、むしろ小学校、中学校の問題だと思います。

なぜかという、2つあります。1つは、例えば2月3日の日本経済新聞によると、ユニクロは新卒採用の8割は外国人で、その他も外国人枠の拡大をしています。ソニー、日立、楽天、タカラトミー、IHI、三菱電機等、企業は今や皆このような時代になっています。これに対し、我々の教育をどうしていくのか。日本の新卒より外国の人を雇った方が安くてやる気があるというような時代になっていくことに対して、どう対応するか真剣に考えなければならないのではないのかということが1つです。

もう一つは、先日、太田市に行って太田市長とお会いしましたが、太田市は特区で小学校からずっと英語で授業を行っています。ああいったトライアルを東京で行えるのか、行えないのか。さらに太田市では、ブラジル人住民の子弟の教育のために、ブラジルから教師を雇ってきて教えさせています。もう少し東京も大胆に発想を転換しないと、口で国際化や世界に通じる若手を教育すると言っても、本当にそれだけのことをしているのか、やはり真剣に考えてほしいと思います。

ですから、他県の事例も見ないといけない。日本人は要らないと企業が言い、ユニクロが8割は外国人を採用するという時代が変わっていることを、ある程度意識して考えてほしいと思います。例えば新宿区立大久保小学校などは良いですが、韓国人の多いところなら、徹底的に韓国人に日本語を勉強させたり、それ以外のところでも、各々の地域で重点的に行うことなども考えられます。太田市が特区で小学校から英語で授業を行っているため、東京から2時間近くかけて通っている児童・生徒がいるそうです。どのような児童・生徒が通っているのか尋ねたところ、医師の家庭などで子供を太田市まで送っているそうです。ということは、東京都自身が少し抜けていたのではないのかという印象を少し持ちましたので、それも考えてください。

【教育政策担当部長】 研究させていただきます。

【委員長】 よろしゅうございますか。―― 〈異議なし〉 ―― それでは、本件

については報告として承ったということにさせていただきます。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

3月10日(木) 午前10時 教育委員会室

3月24日(木) 午前10時 教育委員会室

【委員長】 それでは、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 今後の日程について御案内申し上げます。

教育委員会定例会でございますが、2月24日は議題がない見込みでございます。したがって、次回は3月10日木曜日、次々回は3月24日木曜日、いずれも午前10時から、場所は教育委員会室を予定しております。

以上でございます。

## 日程以外の発言

【委員長】 それでは、内館委員からどうぞ。

【内館委員】 先日、月刊誌の対談で危険学の畑村洋太郎先生と対談したのですが、畑村先生は天窓が壊れた件をずっと調査していらして、全国の学校で今、年間70人の子供が亡くなっているとおっしゃっていました。その数字に私もびっくりしたのですが、各学校に、例えば鉄の扉をガーンと閉めると何百トンもの力がかかるといった大変な危険があるそうです。その危険を取り除こうと一生懸命になっている先生もたくさんいらっしゃるというお話でした。

そのときに、畑村先生から、東京都が変わると全国が変わるので是非と言われました。私もとても良いと思ったのですが、我々教育委員は、定例会とは別に進学指導重点校や特別支援学校などのいろいろな先生方とお会いして話をします。学校のいろいろな危険を少しでも取り除こうとしている先生達と、一度教育委員が会って話す機会

をつくっていただきたいと思います。畑村先生が、必要とあればいつでも僕も出向きますとおっしゃっていただきましたので、一つ提案させていただきます。

【委員長】 少し考えてみてください。お願いします。

それでは、非公開の審議に移ります。

(午前11時08分)